

令和5年4月10日

AEO制度の利用促進のための要望書

公益財団法人日本関税協会



AEO制度の一層の利用促進を図ることにより貿易の円滑化及び国際物流のセキュリティの確保に資するべく、以下の通り要望します。

1. AEO事業者の社内研修や業務委託先に対する研修に利用可能な情報提供

AEO事業者は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（財関第418号、平成19年3月31日）別紙1及び別紙2「12.教育及び研修に関する事項」に基づき、社内の法令遵守体制を強化し、法令に基づくAEO制度の適正な運用と業務の効率化を進めるために、役員を含む全従業員に対して定期的かつ継続的に教育及び研修を行うことが重要と認識し実施している。

一方、AEO事業者の中には、教育及び研修の実施に必要な教材や情報の不足により研修内容の充実を図ることができず、マンネリ化に陥るなど研修の実施に大変苦慮している者も存在する。

こうした状況に対処するため、例えば、税関のAEO事後確認等で把握した他の事業者にも参考となる推奨事例や、税関側が指摘した非違事例や事故事例に基づく具体的な注意すべき事例（例えば、誤搬出、ハンドキャリー、従業員の非行等）、原因分析手法、国際テロ情報等をまとめ、AEO事業者の社内研修用に情報提供を積極的に行っていただきたい。

また、業務委託先に対する適切な研修の実施の参考となる情報も併せて提供していただきたい。

2. AEO相互承認制度の一層の利用促進と利便性の向上

2020年11月～12月、日本関税協会がAEO事業者連絡協議会メンバー（AEO事業者の9割弱が参加）を対象に実施した第2回AEOアンケート調査によると、AEO相互承認を利用していると回答したAEO輸入者は9.1%、AEO輸出者は23.0%に留まった。また、中国への輸出にAEO相互承認を利用している者の約9割が、中国における通関時間に変化が無い、又は分からないと回答しており、相互承認のメリットを十分に感じている事業者が限

られているのが現状である。

こうした状況を踏まえ、AEO 相互承認に関し、国内の AEO 事業者を利用方法の一層の周知徹底を図るとともに、AEO 相互承認先の税関当局に対しても、当該国内において日本の AEO 輸出者からの貨物の輸入申告に際して AEO 相互承認用番号の入力を行うこと、また、当該国の輸出者が日本の AEO 輸入者向けに貨物を輸出する際は、日本の AEO 輸入者の相互承認用番号を輸出申告情報として入力することを徹底するよう周知を依頼していただきたい。

また、AEO 相互承認を利用している輸入貨物の通関について、一層の迅速化を図るよう相互承認先の税関当局との協議の場等を通じて引き続き要請していただくとともに、協議相手国での AEO 相互承認の効率的な活用方法や利用状況の統計数字等の各種情報についても入手し共有をしていただきたい。

さらに、AEO 相互承認利用の拡大のため、日本と貿易関係の深い国々との間において、新たな AEO 相互承認の協議を開始していただきたい。

3. AEO 事業者の輸出リスト及び輸入リストの廃止

第 1 回要望書において、AEO 輸出者又は AEO 輸入者が税関に提出した輸出又は輸入の貨物リストの更新の取扱いの統一について要望を行い、全国の税関に対し周知徹底を図っていただき感謝しています。一方、日本関税協会が実施した第 2 回 AEO アンケート調査によると、AEO 輸出者が特定輸出申告を利用しない理由のトップが輸出リストの作成及び管理が煩雑（21.8%）並びに AEO 輸入者が特例申告を利用しない理由の 2 位も輸入リストの作成及び管理が煩雑（20.0%）となっている。

AEO 制度の創設は、貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者を承認又は認定し、税関及び貿易関係事業者が協力して「セキュリティを確保しつつ適正かつ迅速な通関」を目指すものである。

このため AEO 事業者の法令遵守体制を信頼し、輸出リスト及び輸入リストを廃止し、特定輸出申告及び特例申告の利用増加を図ることが、AEO 制度の制定趣旨に沿うものであると考える。さらに、現在の国際貿易環境は大きく、かつ、急速に変化しており、AEO 事業者の取り扱う貨物についてもその変化に適切に対応できるよう、輸出リスト及び輸入リストの廃止を検討していただきたい。

4. 顧客管理の基準となる項目の作成と公表

AEO 事業者に対しては、顧客に関する適切な管理が求められている。しかし、顧客管理

の方法について基本となる項目が AEO 事業者に明確に周知されておらず、その管理手法は各 AEO 事業者の判断に委ねられている。AEO 事業者の形態や取巻く環境により顧客管理の方法やその手法が異なるものと思われ、その結果、現状では顧客管理の水準が統一されていないとの危惧が示されている。

顧客管理に関する基本となる項目や管理方法等について、目安を示していただくことにより、AEO 事業者間の顧客管理に関する水準の確保と各事業者内部のコンプライアンスレベルの向上につながると考える。

5. 一定のセキュリティ基準のガイドラインの作成

税関による AEO 事後確認の際、貨物のセキュリティ確保に関し、

- ① 監視カメラの画像保存期間を 1 か月程度とすること
- ② コンテナの 7 点チェックや蔵置場でのチェックの記録の保管をすること
- ③ コンテナシールを預かっている場合は記録の保管をすること

等の指導を受けたとの報告が AEO 事業者連絡協議会に寄せられている。

セキュリティの確保は AEO 制度の基本項目の一つであり、AEO 事業者を取り巻く環境によりその方法も異なると理解しているが、上記のような基本項目については AEO 業種毎のガイドラインを作成して AEO 事業者及び将来 AEO 取得を目指す事業者に推奨事項として手交していただくことにより、AEO 事業者の負担軽減とセキュリティ水準の向上を支援していただきたい。

6. 特定区間 AEO 運送者の承認について

日本における国際物流の効率化を考える場合、例えば、成田と羽田、又は成田と東京港といたった近接する主要空港・港湾を一体として運用する手法を検討することが重要と考える。貨物のセキュリティを確保しつつ主要空港・港湾間の国際物流を促進する手法の一つとして AEO 運送者制度を活用した保税運送の簡素化が効果的と考える。

しかしながら、AEO 運送者の承認については、運送業界の特殊性（孫請け、曾孫請け等の多階層委託）に基づく委託先管理の難しさもあり、2023 年 3 月現在、8 者に留まっている。このため、例えば、成田・羽田間等の特定区間の AEO 運送者の承認を申請する場合、広域展開している運送事業者であっても、当該申請対象の特定区間のみの委託先管理で AEO 運送者の承認を得られるということを明確化していただきたい。これにより、運送事業者が抱える委託先管理の困難性も解消され、国際空港や重要港湾のハブ化に対しても貢献が可能となると考える。

7. AEO 事業者に対する審査・検査のファストレーンの設置

AEO 事業者の取り扱う貨物が税関の検査に指定された場合、迅速な貨物検査が実施されるよう、米国等の AEO 制度に存在するような AEO 事業者用の検査・審査ファストレーンを設けていただきたい。なお、貨物検査を行う場合、コンテナターミナルから税関指定の検査対象コンテナの迅速な搬出も重要なことから、国土交通省や港湾関係者の協力を得た実効性のある体制を構築していただきたい。

8. 優良 AEO 事業者の表彰制度の創設

AEO 事業者は、税関当局とパートナーの関係であり、AEO 事業者はセキュリティ確保と法令遵守体制の整備に尽力しているところである。

こうしたことから、通関手続、事後調査、AEO 事後確認等における非違事例の無い期間、内部監査の実施と結果、内部研修の実施内容等について明確な基準を公表し、当該基準が満たされている AEO 事業者を関税局長（又は税関長）が表彰を行い、米国のティア 3 に相当するような最優良 AEO 事業者として更なる便益を付与していただきたい。

併せて当該事業者が実施している推奨できるセキュリティ確保や法令遵守体制を AEO 事業者連絡協議会等の機会を通じて、他の AEO 事業者に周知する等の措置を講ずることにより、AEO 制度の運用の一層の充実を図っていただきたい。

9. 税関当局からの一層の情報提供

税関ホームページに設けられている AEO 事業者専用ページに、これまで多くの情報を掲載していただいておりますが、さらに、国際テロの脅威と AEO 制度、海外税関の AEO 制度の運用や実施状況、AEO 事業者の声（業務委託先管理、保税倉庫管理、通関実務等における成功事例等）、AEO 事業者の非違事例（要望事項 1 の項目等）を掲載する等により、一層の税関当局からの情報発信の頻度と内容の充実を図っていただきたい。